

1. 宇佐市環境基本条例

平成 24 年 6 月 29 日条例第 21 号

宇佐市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

第 2 節 環境基本計画（第 8 条）

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策等（第 9 条—第 25 条）

第 4 節 雑則（第 26 条）

附則

私たちの住む宇佐市は、周防灘に沿った海岸線と九重山系に通じる山々に抱かれ、また、文化財の宝庫といわれるように宇佐神宮や東西本願寺別院、龍岩寺、鰻絵、石橋など数多くの歴史的・文化的遺産に囲まれた地域にある。

そこに住む私たちは、穏やかな海、広大な平野、緑濃い森林、清らかな水、澄んだ空気に恵まれるなど、美しく自然豊かな環境のなかで日々の営みを続けている。

しかし、近年の経済成長などに伴う社会環境の変化により、地球の温暖化、海洋汚染、生態系の破壊など深刻な環境問題が起きている。また、宇佐市においても、事業活動に伴う騒音や悪臭、森林開発や海洋資源の乱獲による自然環境の悪化に加え、生活雑排水による水質汚濁、違法なごみの焼却や不法投棄に伴う空気や土壌の汚染などの市民生活に起因する環境問題も生じており、ごみの減量とリサイクル、森や里山と海の再生、生活環境の改善、環境意識の向上など課題が山積している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承していく責務を有することを認識し、このかけがえのない恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

今こそ、私たちの生活がこの自然の恵みに支えられてきたことを再認識し、市、事業者及び市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境の保全と創造に取り組、人と自然とが共生することのできる美しい環境都市の実現を目指すため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の精神にのっとり、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境と歴史文化を有する本市の特性を生かし、人と自然との共生及び歴史的・文化的資源との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動

に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、海、森林、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (5) 水や緑に親しむことのできる空間の形成、地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等が推進されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全が推進されること。
- (7) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宇佐市環境審議会条例（平成17年宇佐市条例第157号）第1条に規定する宇佐市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(協定の締結)

第 10 条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第 11 条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 12 条 市は、下水道、廃棄物処理施設等の整備その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 13 条 市は、海、森林、河川等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事務事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第 15 条 市は、良好な景観の確保及び形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を生かした快適で潤いのある調和のとれた環境の創造に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 16 条 市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第 17 条 市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 18 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う環境美化活動、自然保護活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつ

つ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 25 条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 節 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 宇佐市環境審議会委員名簿

(任期：令和5年3月1日～令和7年2月28日)

所属機関	役職	氏名	備考
国立大学法人大分大学教育学部	教授	大上 和敏	会長
宇佐市自治会連合会	副会長(宇佐地区)	呉藤 征男	
宇佐市自治会連合会	副会長(安心院地区)	中原 徹二	
宇佐市自治会連合会	副会長(院内地区)	加来 栄一	
宇佐市地域婦人団体連合会	会長	小野 みどり	
宇佐市PTA連合会	事務局長	松本 布城美	
宇佐商工会議所	女性会 副会長	坂本 千香子	
宇佐両院商工会	理事	安部 二美子	
宇佐自然と親しむ会	副会長	北内 義弘	副会長
大分県農業協同組合北部営農経済センター	総括部長	入口 秀夫	
大分県漁業協同組合	女性部 宇佐支部長	豊永 孝子	
宇佐山郷淡水漁業協同組合	事務会計	尾方 教幸	
宇佐地区森林組合	森林整備課長	野平 幸一	
宇佐市立地企業振興協議会	会長	樋田 貴之	
宇佐市工業連合会	理事	濱永 章子	
大分県建設業協会宇佐支部	事務長	麻生 公一	
大分県北部保健所	参事兼衛生課長	三上 賢一	
大分県宇佐家畜保健衛生所	次長	利光 昭彦	

3. 策定経過

年度	月日	内容
令和3年度	7月5日	第1回 庁内推進委員会
	11月25日 ～12月28日	市民アンケート調査
	3月17日	第2回 庁内推進委員会
令和4年度	1月6日 ～1月16日	庁内推進委員会作業部会
	1月24日	第3回 庁内推進委員会
	3月16日	第4回 庁内推進委員会
	3月20日	第1回 環境審議会
令和5年度	6月15日 ～6月26日	庁内推進委員会作業部会
	7月11日	第5回 庁内推進委員会
	8月2日	第2回 環境審議会
	8月4日 ～8月22日	パブリックコメント
	8月23日	第6回 庁内推進委員会
	9月1日	第3回 環境審議会
	9月5日	答申
	9月25日	庁議

4-1. 宇佐市環境審議会諮問

生環第 0320001 号
令和 5 年 3 月 20 日

宇佐市環境審議会会長 殿

宇佐市長 是 永 修 治

第 2 次宇佐市環境基本計画の策定について（諮問）

宇佐市環境基本計画（第 1 次）の期間が終了するにあたり、今後の取り組むべき施策を定めるため、第 2 次宇佐市環境基本計画を策定します。

そのため、宇佐市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、本計画の素案に対して、本審議会のご意見を賜りたく諮問します。

令和5年9月5日

宇佐市長 是 永 修 治 様

宇佐市環境審議会
会長 大 上 和 敏

第2次宇佐市環境基本計画（案）について（答申）

令和5年3月20日付け生環第0320001号で諮問を受けました「第2次宇佐市環境基本計画」について、本計画が宇佐市の豊かな自然環境を保全し、歴史的文化遺産等と融合した特有の風景を創造し、それらを未来の世代に継ぐための計画となるよう当審議会において慎重に審議を行った結果、別冊（案）のとおりとすることを適当と認め、ここに答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、以下の点に配慮されるよう要望いたします。

記

1. 本計画で定めた取組を計画的に実行し、目標指標を着実に達成するため、計画に定めた進行管理を毎年度実施するとともに、社会的動向の変化の速さを考慮し、計画の見直し等を柔軟に行うこと。
2. 水質汚濁やごみの適正処理など生活に身近な問題から気候変動やプラスチックごみなどの世界的な問題まで環境施策は幅広い対応が求められることから、市民や事業者との連携と併せて、基盤整備や防災、交通、産業振興、教育など施策横断的な体制で本計画の取組を推進すること。

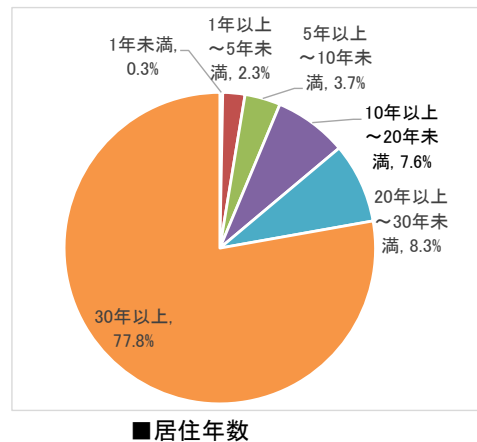
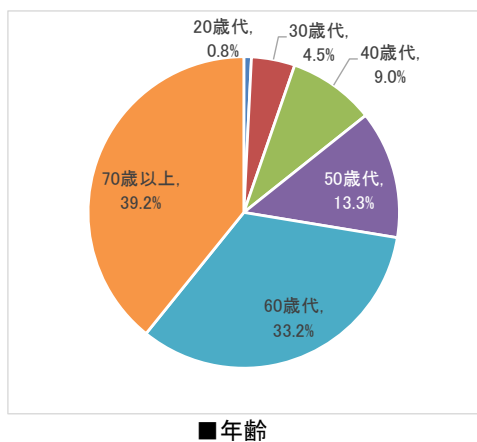
5. 市民アンケート調査結果

第2次宇佐市環境基本計画の策定にあたり、第1次環境基本計画の検証及び市民の環境に対する考えや取組を把握することを目的に実施しました。

区長が任意で配布した2,281人を対象として、宇佐市自治会連合会を通じてアンケート調査票を配布し、郵送回収しました。

回答者の特性

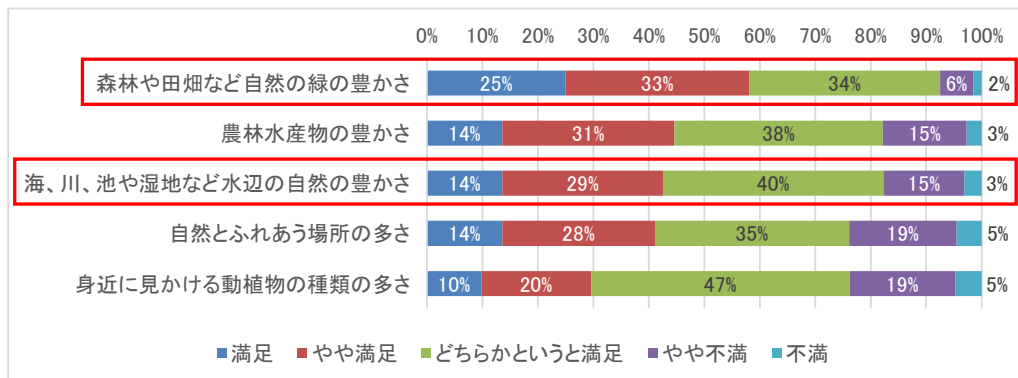
- ・回答者の年齢は、70歳以上（約39%）が最も多く、次いで60歳代（約33%）、50歳代（13%）が多くなっています。
- ・居住年数は、30年以上が最も多く、約78%を占めています。



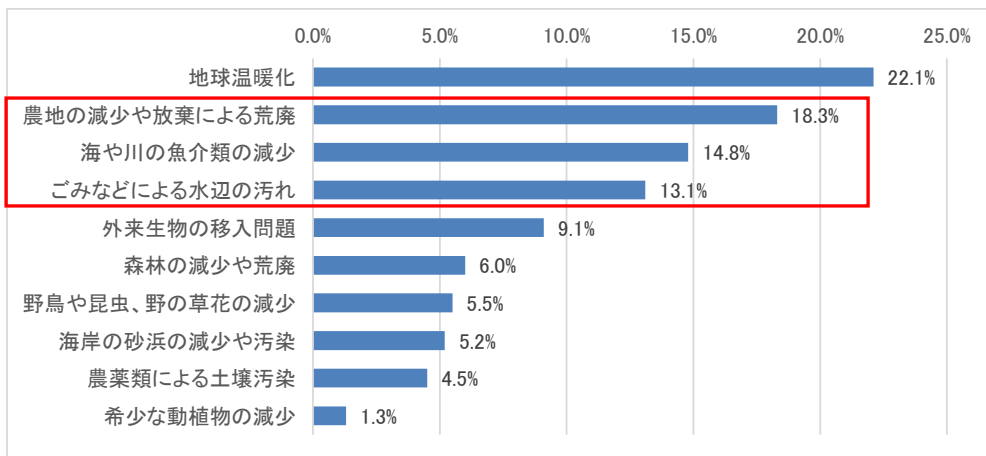
調査結果

① 自然環境

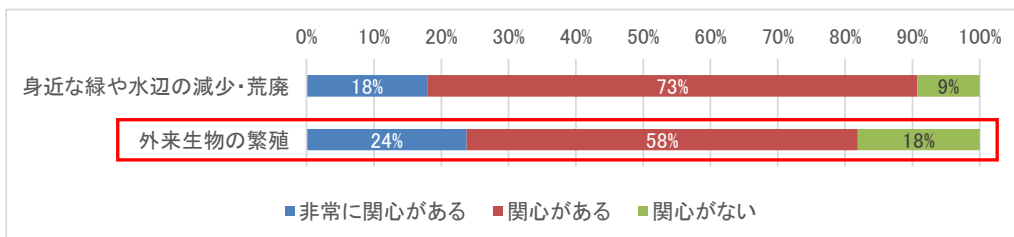
- ・居住地区の満足度（満足+やや満足+どちらかという満足との割合）は「森林や田畑などの自然の豊かさ」、「海、川、池や湿地など水辺の自然の豊かさ」が80%を超えています。
- ・居住地区の環境問題で関心があるものは、「農地の減少や放棄による荒廃」、「海や川の魚介類の減少」、「ごみなどによる水辺の汚れ」との回答がやや多くなっています。
- ・環境問題への関心度は「外来生物*の繁殖」との回答が多くなっています。
- ・市が今後重視すべき取組の第1位に「農地、森林、里山里海*などの多様な自然環境の保全」が挙げられています。



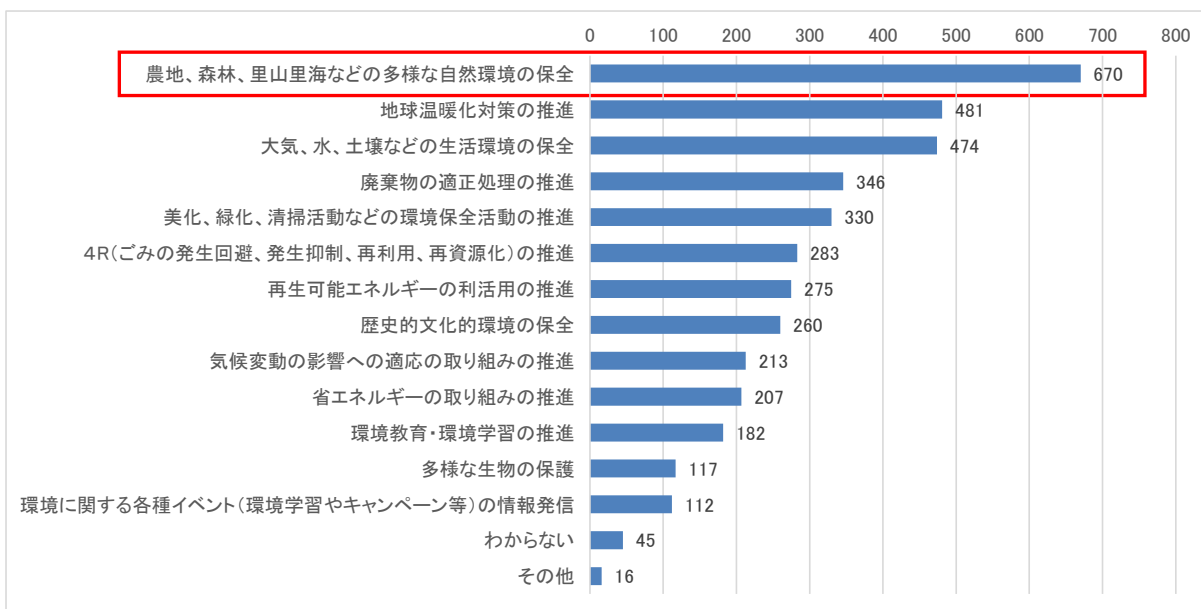
■居住地区の環境の満足度（自然環境）



■居住地区の環境問題で関心のあるもの（自然環境）



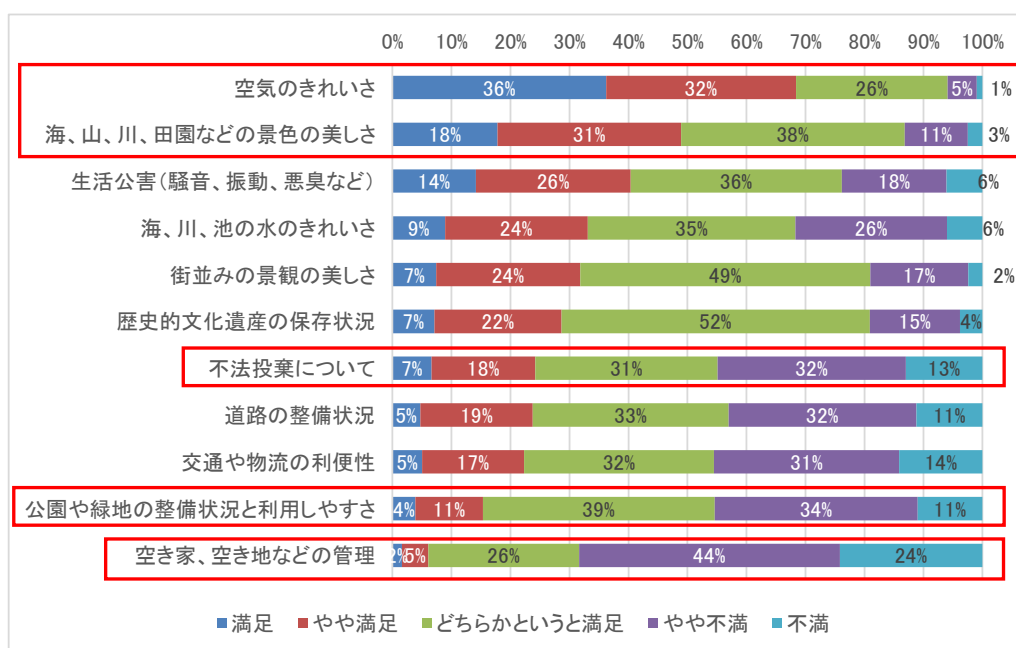
■環境問題への関心度（自然環境）



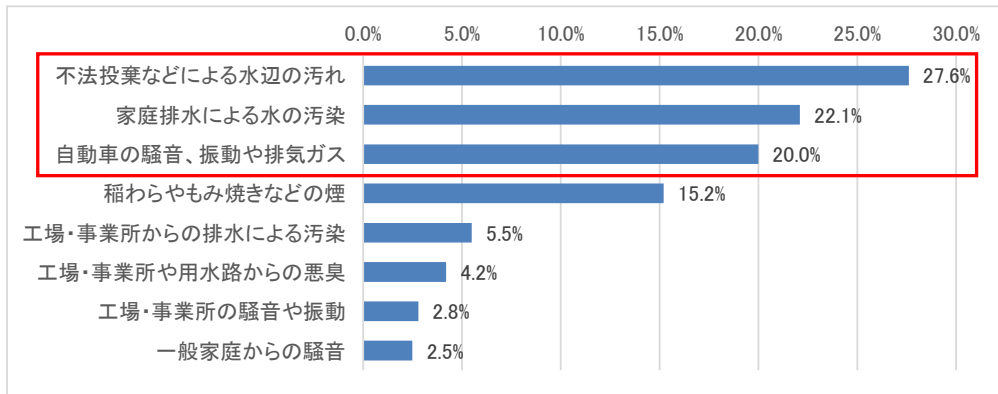
■市が今後重視すべき取組（自然環境）

② 生活環境

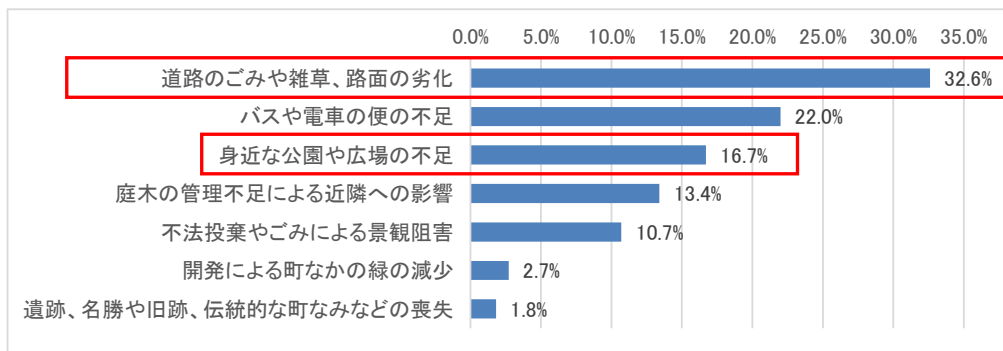
- ・居住地区の満足度（満足+やや満足の割合+どちらかという満足の割合）は「空気のきれいさ」が90%を超えており、「海、山、川、田園などの景色の美しさ」も80%を超えています。一方、「空き家、空き地などの管理」の不満度（やや不満+不満の割合）が約70%と高くなっています。また、「不法投棄について」、「公園や緑地の整備状況や利用しやすさ」の不満度も40%を超えています。
- ・居住地区の環境で誇れるものの第1位に「空気のきれいさや静けさなどの住み心地の良さ」が挙げられています。
- ・居住地区の環境問題で関心があるものは、「不法投棄などによる水辺の汚れ」、「家庭排水による水の汚染」、「自動車の騒音、振動や排気ガス」との回答が多くなっています。また町並みについては、「道路のごみや雑草、路面の劣化」、「身近な公園や広場の不足」への関心が高くなっています。
- ・歴史・文化に関する環境問題については、「歴史的な文化財や建築物の保全」の関心度が85%と高くなっています。
- ・市が今後重視すべき取組の第3位に「大気、水、土壌などの生活環境の保全」が挙げられています。



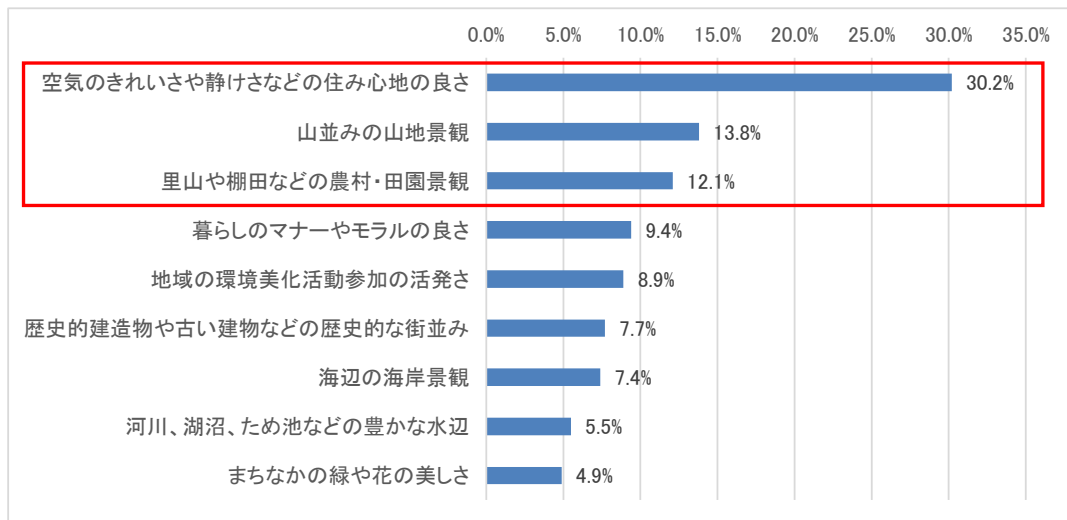
■居住地区の環境の満足度（生活環境）



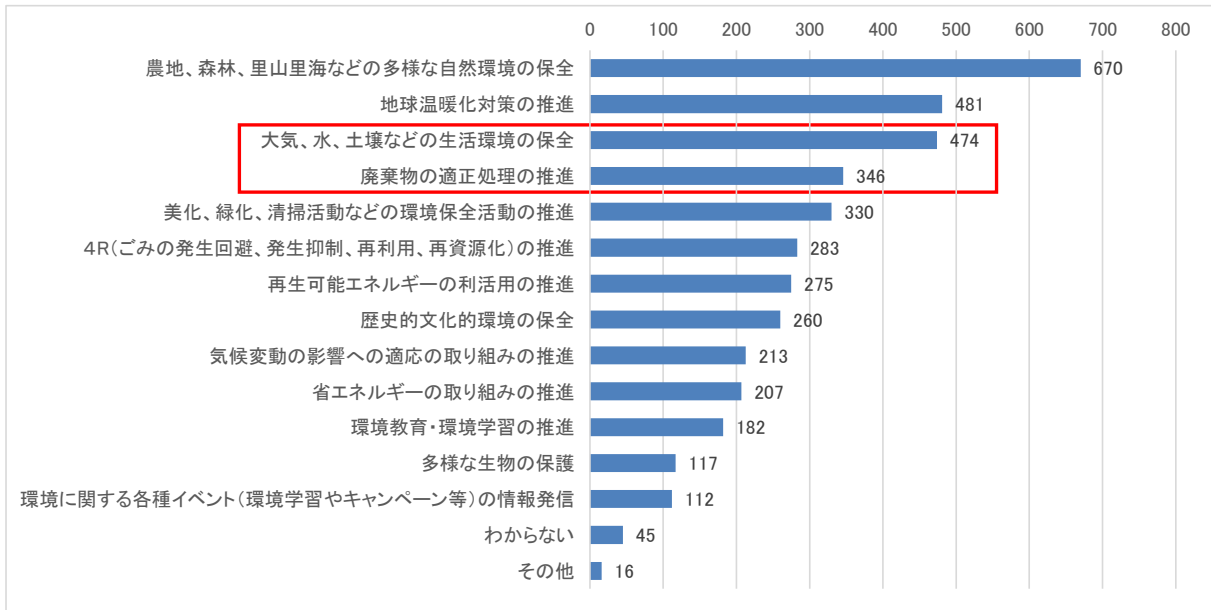
■居住地区の環境問題で関心のあるもの（生活環境）



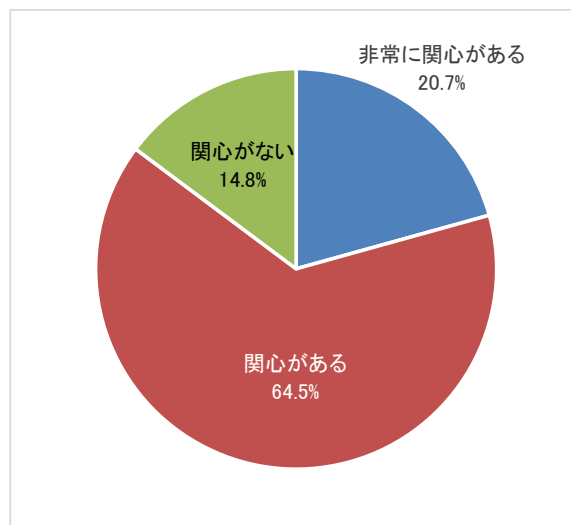
■居住地区の環境問題で関心のあるもの（町並み環境）



■居住地区の環境で誇れるもの（生活環境）



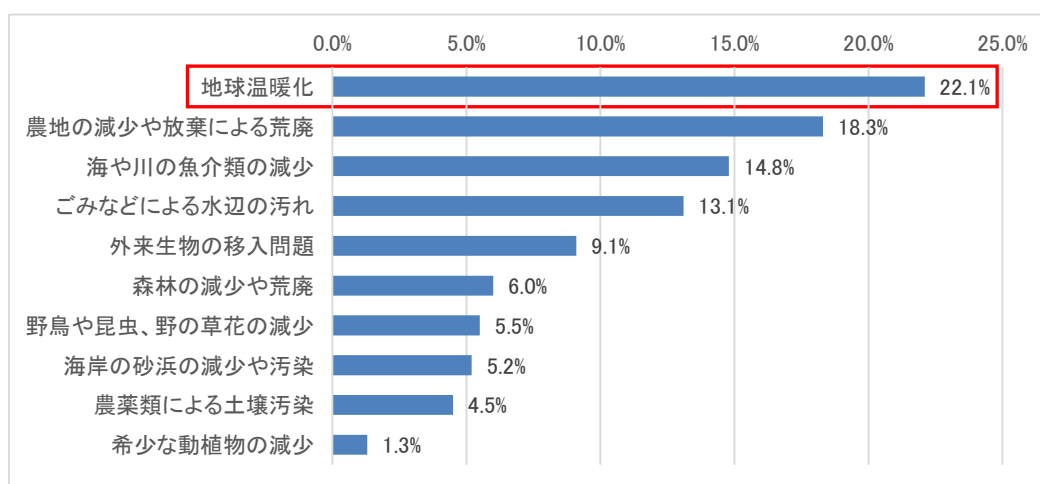
■市が今後重視すべき取組（生活環境）



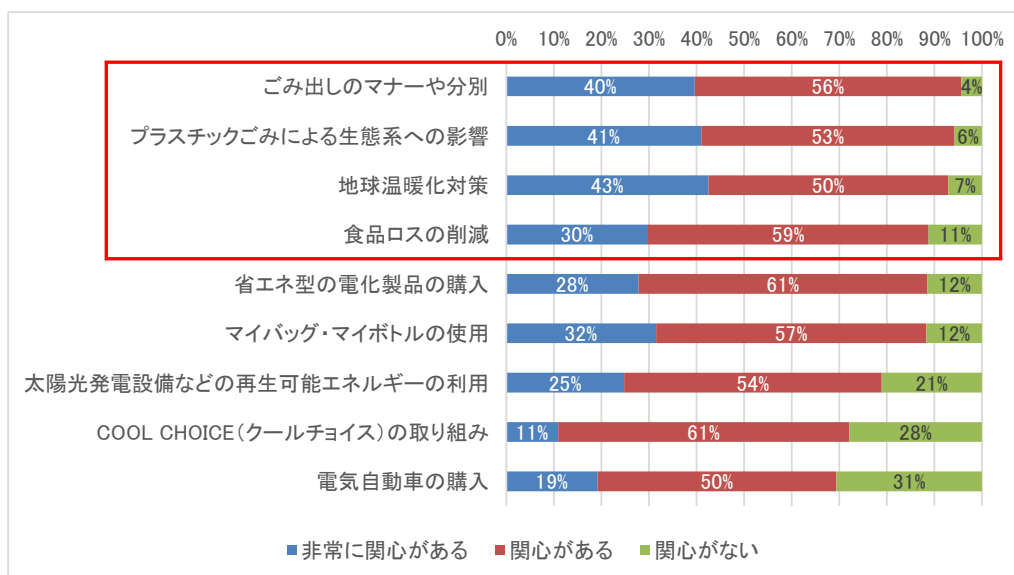
■歴史的な文化財や建築物の保全の関心度

③ 地球環境

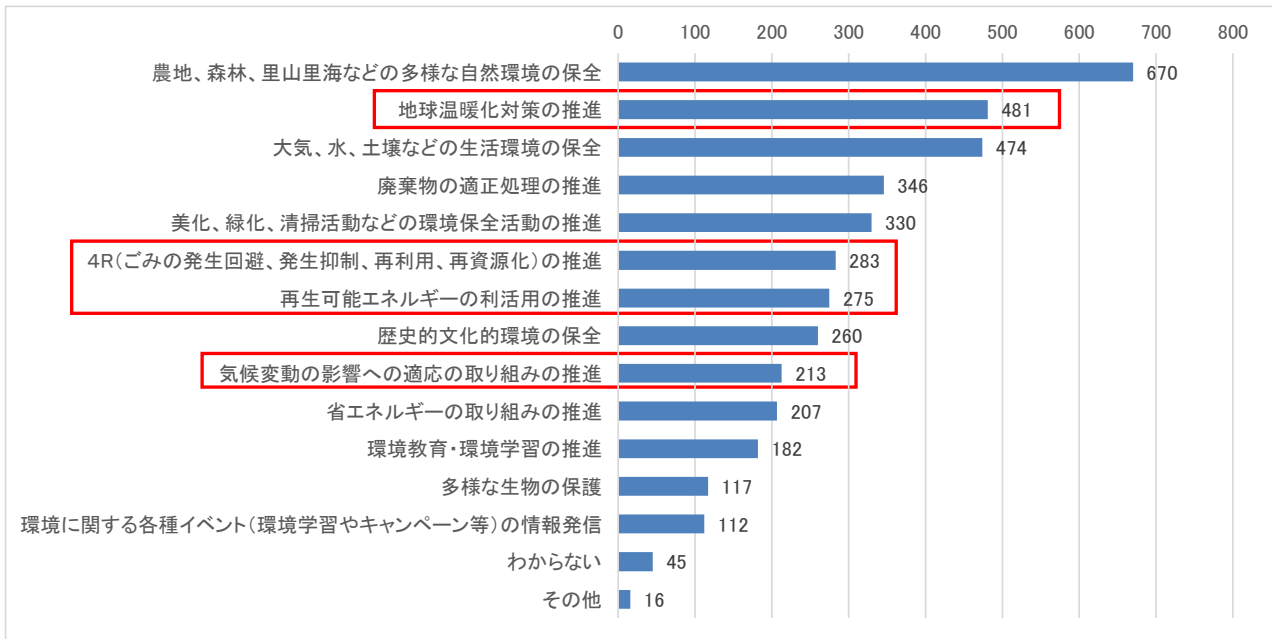
- ・居住地区の環境問題で関心があるものは、「地球温暖化」との回答が多くなっています。
- ・環境問題については、「ごみ出しのマナーや分別」、「プラスチックごみによる生態系*への影響」、「地球温暖化対策」、「食品ロスの削減」の関心度が高くなっています。
- ・市が今後重視すべき取組の第2位に「地球温暖化対策の推進」が挙げられています。
- ・環境保全への取組については、「生ごみは処理機やコンポスト等で処理している」と「緑のカーテン*に取り組んでいる」を除く取組は、実施率（「積極的に取り組んでいる」＋「時々取り組んでいる」）の割合が80%を超えており、市民に定着しています。
- ・再生可能エネルギー*設備のうち、太陽光発電*と太陽熱利用の導入率は2割程度です。
- ・省エネルギー*設備のうち、LED*照明設備は69%が導入済みです。蓄電池*や家庭用燃料電池*システム（エネファーム等）は、導入済みが10%未満です。



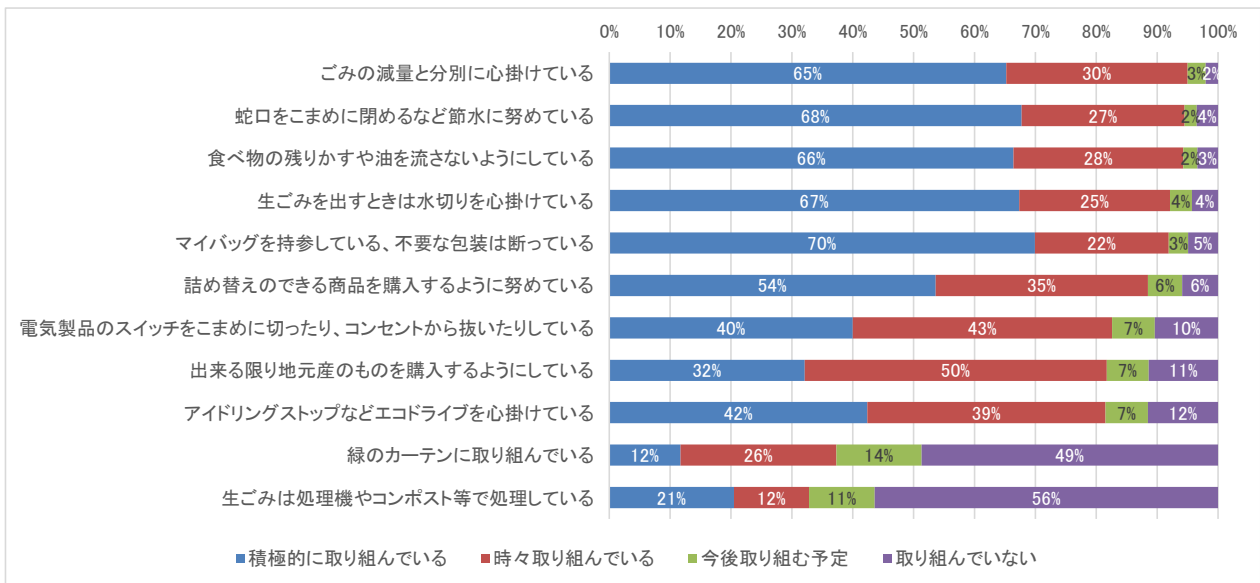
■居住地区の環境問題で関心のあるもの（地球環境）



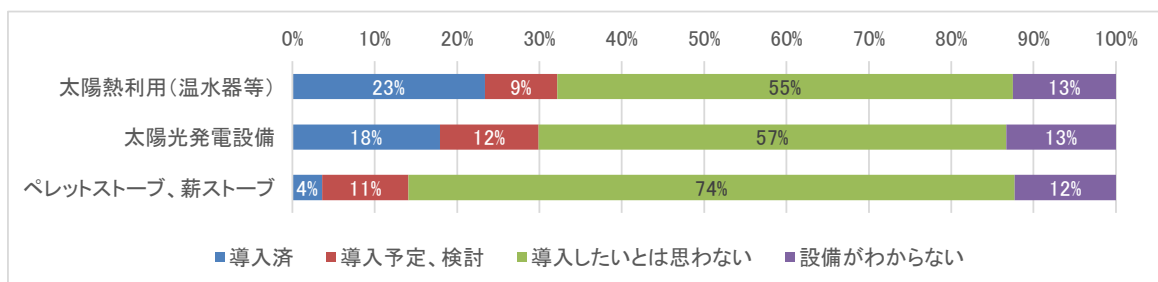
■環境問題への関心度（地球環境）



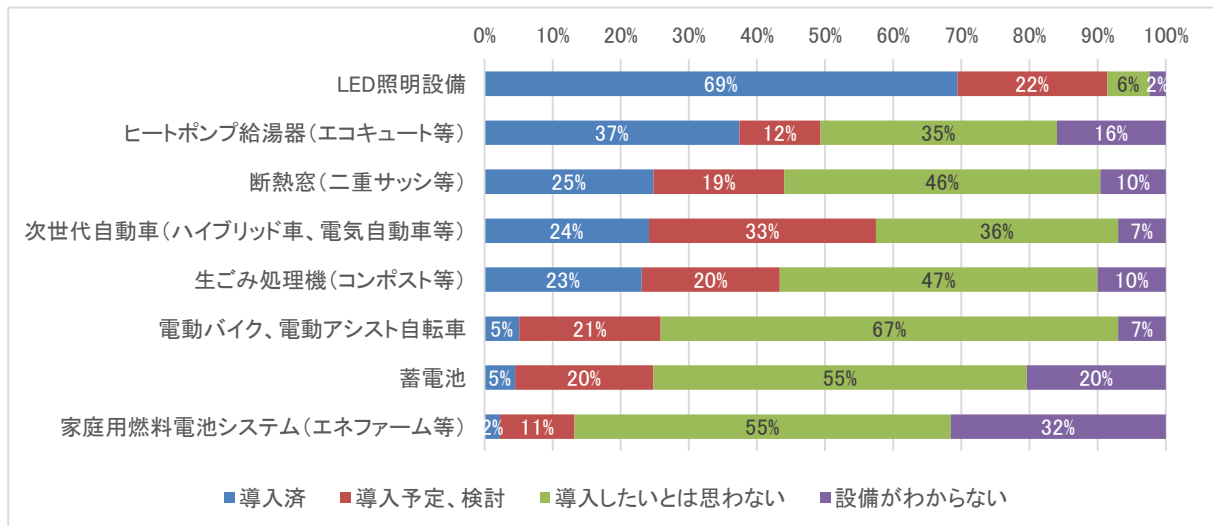
■市が今後重視すべき取組（地球環境）



■環境保全の取組の実施状況



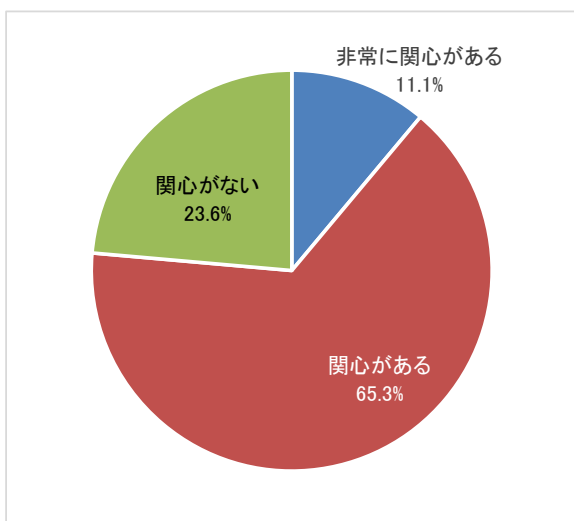
■再生可能エネルギー*設備の導入意向



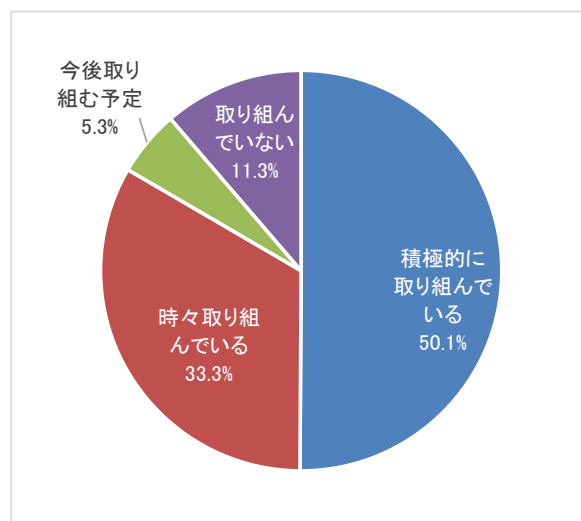
■省エネルギー*設備・機器の導入意向

④ 環境活動

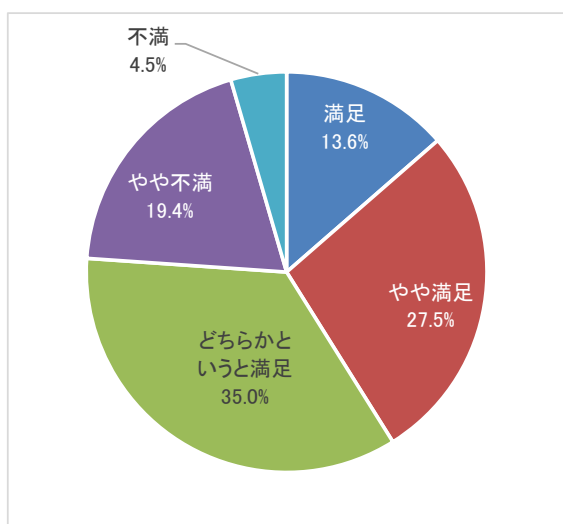
- ・環境学習への参加については、「非常に興味がある」が 11.1%、「興味がある」が 65.3%で関心度が高くなっています。
- ・「地区の環境保全活動への参加、協力」については、「積極的に取り組んでいる」が 50.1%、「時々取り組んでいる」が 33.3%で、市民の高い参加意識がわかります。
- ・「自然とふれあえる場所の多さ」や「農林水産物の豊かさ」は満足している割合（「満足」、「やや満足」、「どちらかという満足」と回答した割合の合計）が7割を超えています。
- ・環境を守るための負担として、地域活動への参加や環境にやさしいライフスタイル*の実践が占める割合が高く、環境活動の重要性の認識が浸透しつつあるようです。
- ・環境教育・環境学習の進め方としては、「学校教育の中で子供たちへの環境教育を実施する（23.7%）」、「市が身近な生き物の調査や河川の水質調査などを積極的に行い、情報公開することで市民の意識を高める（15.8）」、「市が、市民がいつでも使えるよう環境についての情報を整理し、公開する（13.5%）」が上位となっています。
- ・市が今後重視すべき取組の第5位に「美化、緑化、清掃活動などの環境保全活動の推進」が挙げられています。



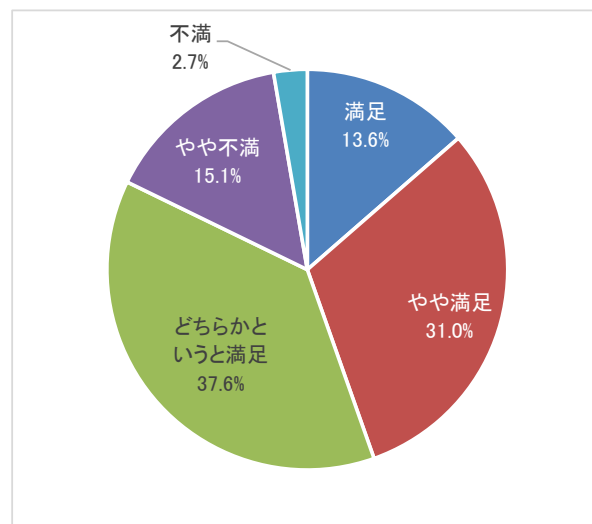
■環境学習への参加の関心度



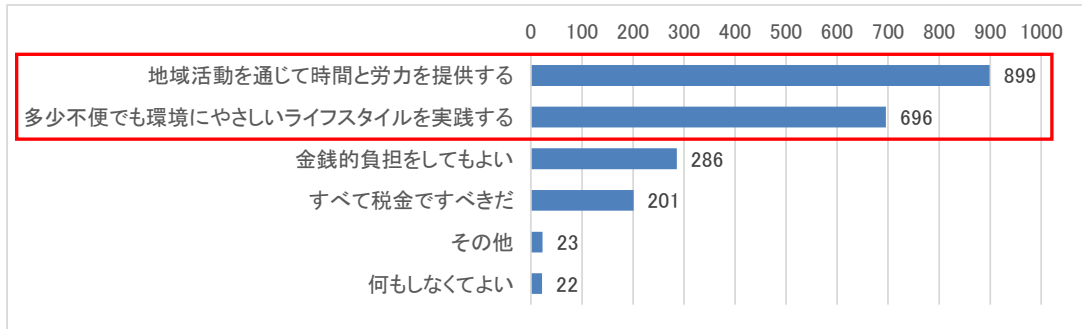
■地区の環境活動への参加・協力の状況



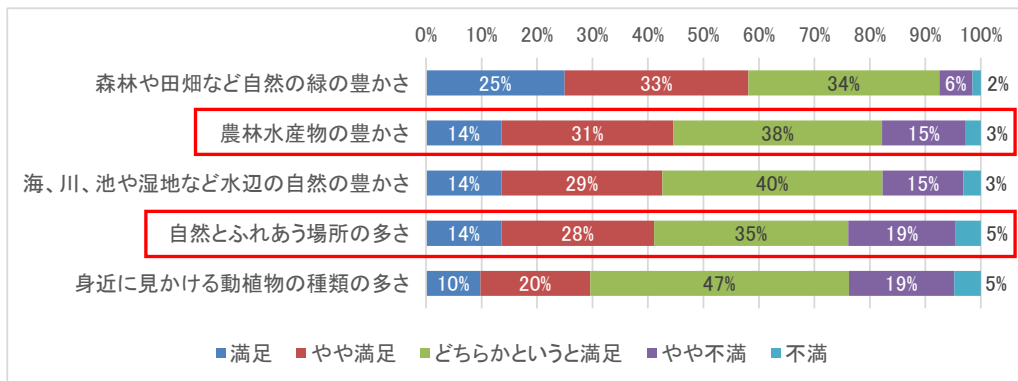
■自然とふれあう場所の多さの満足度



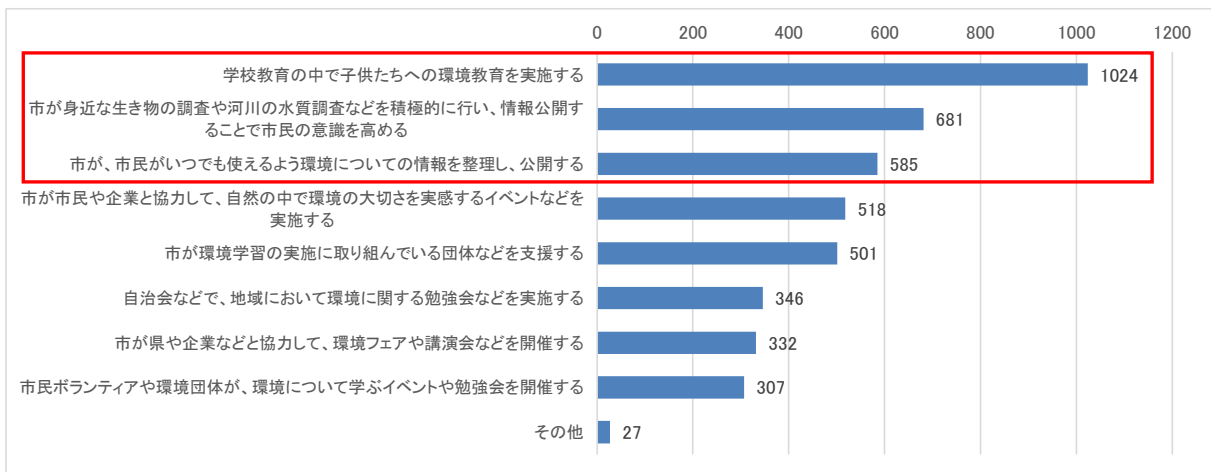
■農林水産物の豊かさの満足度



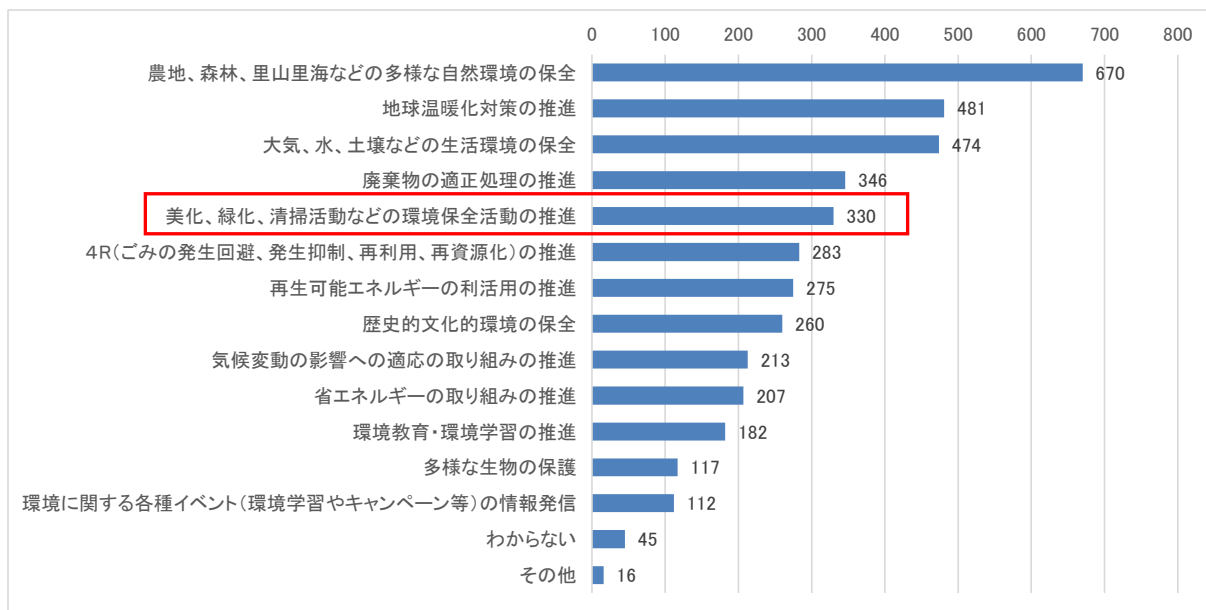
■環境を守るための負担



■居住地区の環境の満足度（環境活動）



■環境教育・環境学習の進め方



■市が今後重視すべき取組（環境活動）

6. 用語解説

五十音順

	用語	解説文
【あ行】	アイドリングストップ	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際に自動車のエンジンをかけっぱなしにしないで切ることです。
	青色パトロール車	自主防犯パトロールを行うために、青色回転灯を整備した車両のことです。
	アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。
	インフラ	英語のインフラストラクチャー (infrastructure) の略で、産業や社会生活の基盤となる施設のことです。
	宇佐市環境基本条例	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めた条例です。
	宇佐市国土利用計画	市の区域における国土(市土)の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を図るために必要な基本的事項を定めた計画です。市土の土地利用構想を示すとともに地域別、利用区分(農用地や宅地等)別の基本的な方向性を定めています。
	宇佐市森林整備計画	適切な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を推進することを目的とした計画です。間伐、保育等の森林整備と森林施業の共同化、林業従事者の養成確保、路網の整備等の条件整備の方策をまとめています。
	宇佐市総合計画	宇佐市のまちづくりの目標や長期的な市行政の基本的な方向を定めるものであり、様々な部門別計画の上位に位置づけられる総合的な計画です。
	宇佐市建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針	市有施設等における地域材を利用した木造化・木質化を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供し、市内の林業・木材産業の振興及び適正な森林整備の促進並びに脱炭素社会の実現に資することを目的とする基本方針です。
	エコアクション 21	中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールです。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。
	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素(CO ₂)排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えるにすることなどがあります。

用語	解説文
大分県環境基本条例	環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いを持つ条例です。
温室効果ガス	大気を構成する気体で赤外線を吸収し再放出するため、地球を暖める温室効果を持つ気体です。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7物質が温室効果ガスと定義しています。
【か行】	外来種
外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。海外から日本に持ち込まれた生物(国外由来の外来種)と国内の他地域から持ち込まれた生物(国内由来の外来種)があります。
環境基準	一般的には「外来種」とほぼ同義で用いられていますが、外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されています。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まれません。
環境基本法	環境基本法第16条およびダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものです。
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。
環境負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業です。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)といいます。

用語	解説文
気候変動	十分に長い時間について平均した大気の状態を気候と呼びます。気候は、平均によって短時間の変動が取り除かれるため、それぞれの場所で現れやすい気象の状態と言えます。具体的には、ある期間の気温や降水量等の平均値や変動の幅によって表されます。平均期間よりも長い時間で見ると気候は様々な変動や変化をしており、これらを「気候変動」と呼びます。気候変動の要因には、自然起源の要因(太陽活動の変化や、火山噴火による大気中の微粒子「エアロゾル」の増加等)、人為起源の要因(人間活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化等による温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加等)、地球内部の要因(大気・海洋・海面が自然法則に従って相互作用すること)があります。
気候変動の影響への適応	気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、現在生じており、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図るための取組です。
気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。
吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する海洋や森林のことです。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。
グローバル・パートナーシップ	世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携する、地球規模の協力関係のことです。
公害防止協定	企業と地方公共団体または住民との間で結ばれた、公害を防止するための協定です。
光化学オキシダント	光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物(NO _x)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質です。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことが知られています。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることです。
【さ行】 再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。

用語	解説文
里海	古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。健全な里海は、人の手で陸地と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれます。
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。
3きり運動	生ごみを減らすための「使い切り・食べきり・水きり」の3つの運動です。
事業継続計画(BCP)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。
次世代自動車	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。
ジビエ	食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ(gibier)といいます。日本では、シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となっており、捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も広がっています。「害獣」とされてきた野生動物が、食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材、あるいは山間部を活性化させてくれる地域資源とみなされるようになってきました。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義しています。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律です。

用語	解説文
食品ロスの問題	本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品の量(食品ロス量)の多さが世界的に問題となっています。持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減することが盛り込まれており、日本においても第4次循環型社会形成推進基本計画及び食品リサイクル法の基本方針で2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が定められています。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることの出来る空間のことです。
水源の涵養	森林や農地が有する洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなどの働きのことです。
生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持しています。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼びます。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物の多様性」と定義しています。 また、生物多様性は4つの危機にさらされていると言われております。第一の危機は開発や乱獲による危機、第二の危機は人間による働きかけの不足による危機、第三の危機は外来生物や化学物質による危機、第四の危機は気候変動など地球環境の変化による危機です。
世界かんがい施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するために、国際かんがい排水委員会(ICID)が創生した制度です。
世界気候エネルギー首長誓約	持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組むことにより、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に地域として貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための取組を進めていくという国際的な仕組みです。
世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定されたものです。
絶滅危惧種	絶滅のおそれのある野生動植物種のことです。

	用語	解説文
	ゼロカーボンシティ	2050年にCO ₂ (二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のことです。
	全天日射量	地表面が受け取る全ての太陽光の量のことです。
【た行】	第五次環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、地域循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指すべき社会の姿として掲げ、6つの重点戦略(①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、②国土のストックとしての価値の向上、地域資源を活用した持続可能な地域づくり、④健康で心豊かな暮らしの実現、⑤持続可能性を支える技術の開発・普及、⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築)とそれを支える環境政策を示しています。
	第3次大分県環境基本計画	大分県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を定めた計画です。
	太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法です。
	脱炭素社会	パリ協定第4条1に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」と、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。
	多面的機能支払交付金制度	地域内の農業者等が共同で取り組み地域活動(組織をつくり市町村と協定を締結)を支援する交付金で、農地維持支払(多面的機能を支える共同活動への支援)と資源向上支払(地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動への支援)があります。
	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	地方公共団体が地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定める計画です。
	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	地方公共団体が地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定める計画です。

	用語	解説文
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策を推進するための法律です。地球温暖化対策計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めています。
	蓄電池	電気を蓄えて、繰り返し使える二次電池やバッテリーのことです。
	中山間地域等直接支払交付金制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。
	低燃費車	燃料消費率が低い、燃費性能の優れた自動車です。
	電気自動車	バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。
【な行】	二酸化炭素排出量実質ゼロ	二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。
	燃料電池	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電する設備です。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率を得られます。また、発電の際に発生する排熱を回収してお湯をつくるため、給湯に利用できます。
	残さず食べよう30・10運動	会食や宴会時での食べ残しを減らすために、①注文の際に適量を注文しましょう、②乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう、③お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、という取組です。
【は行】	バイオマス	バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。
	パリ協定	2015年12月にパリ(フランス)で開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指しています。
	ビオトープ	ギリシャ語の「bios(生物)」と「topos(場所)」の合成語で、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがあります。

用語	解説文
干潟	1日に2回、干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のことです。干潟は、海をきれいにし、多くの生物のすみかや餌場となり、生物を育て豊かな海を作ります。
干潟の耕うん	干潟を掘り起こして泥を軟らかくすることで、生物に酸素や栄養分を供給する取組です。
4R(フォーアール)	リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)という3Rに加え、リフューズ(Refuse:拒絶)の4つのイニシャル(頭文字)を取った言葉です。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。貧困問題の解消、分け合う心(福祉)の醸成を図る、地域の関係性作り、共助・公助の土台作り、といった本来的な目的・効果とともに食品ロスの削減にもつながります。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律です。
ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称です。
保健休養(機能)	人々に安らぎを与えたり、心身の緊張をほぐしたりする効果のことです。
【ま行】マイバッグ持参	あらかじめ買物袋をもって、買い物に行くことです。レジ袋をもらわないですむため、ごみの発生抑制(リデュース)につながります。
水環境	水質や水量等、水に関わる重要な環境要素によって構成される環境の状態を表したものです。
緑のカーテン	アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものです。夏場の省エネルギー対策の一つです。
木質系バイオマス	木材からなるバイオマスで、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。
【や行】有害大気汚染物質	低濃度ではあるものの長期に曝露(さらされること)によって人の健康を損なうおそれのある物質のことです。
有害鳥獣	人間の生活に被害を与える野生動物のことです。
【ら行】ライフスタイル	人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現した言葉です。
ライフライン	日常生活に必須な社会インフラのことです。電気・ガス・上水道・下水道等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、鉄道・バス等の輸送(交通)システムなどが該当します。

用語	解説文
レッドデータブックおおいた 2022	レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物種をリストアップし、その生息状況等を解説したガイドブックです。1996年に国際自然保護連合(IUCN)が作成し、その表紙が危険信号を表す赤色であったことから、レッドデータブックと呼ばれるようになりました。レッドデータブックおおいた 2022 は大分県版のレッドデータブックです。
6次産業	農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくことです。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

アルファベット順

用語	解説文
BOD(ビーオーディー)	Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量と呼ばれており、水中の有機物が好気性微生物によって分解されるときに消費される溶存酸素量を表します。
COD(シーオーディー)	Chemical Oxygen Demand の略で、化学的酸素要求量と呼ばれており、酸化剤を用いて試料水を酸化処理したときの酸化剤の消費量を酸素量に換算し表したものです。
ISO(アイエスオー) 14001	国際標準化機構(ISO)が規定した環境マネジメントシステムの要求事項です。Plan-Do-Check-Act(PDCA)という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。
LED(エルイーディー)	発光ダイオード(Light Emitting Diode)の3つの頭文字を省略したもので、電気を流すと発光する半導体の一種です。LEDは寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの特徴を持っており、この特長を利用した照明がLED照明です。
NPO(エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。
PDCA(ピーディーシーイー)	Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Act(改善・処置)の4段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法です。